



京都市くらし応援給付金(追加支援)

申請書(請求書)(申請を必要とする世帯向け)



(あて先) 京都市長

1 申請・請求者(世帯主)

氏名	個人番号・生年月日	現住所
フリガナ キョウト ハナコ 京都 花子	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 昭和 55 年 6 月 1 日	京都市中京区〇〇町〇番地〇〇マンション〇号室 電話 (090) 0000 - 0000

2 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の申請

避難先の住所(現在の居所)を記入してください。

「令和5年1月1日時点の住所」と現住所が異なる方は、令和5年1月1日時点で証明する書類を添付してください(該当する方が複数いる場合は、該当する方全員の)。住民税が非課税であることを証明する書類の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

氏名	申請者との続柄	個人番号 生年月日
1 フリガナ キョウト タロウ 京都 太郎	子	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 昭和 30 年 5 月 5 日
2 フリガナ		明治・大正・昭和 平成・令和・西暦 年 月 日
3 フリガナ		明治・大正・昭和 平成・令和・西暦 年 月 日

同伴者(一緒に避難している方)がいる場合、記入してください。

3 受取口座(原則、1の申請・請求者の口座とします。)

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
〇〇〇〇	〇〇	1.普通 2.当座	1 2 3 4 5 6 7	キョウト ハナコ
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)	

金融機関コード及び支店コードについては分からない場合、記入不要

4 代理申請・受給を行う場合(世帯主及び代理人の双方の本人確認書類を同封してください。)

代理人氏名	世帯主との関係	代理人生年月日	代理人住所
フリガナ		明・大・昭・平・令・西暦	
世帯主氏名	署名又は記名押印	京都市くらし応援給付金(追加支援)の	受給申請・請求及び受給

代理人(「1 申請・請求者」以外の方)による申請の場合のみ記入

ウラ面の誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。また、本申請書の内容に相違ありません。

令和 6 年 〇 月 〇 日

申請者氏名 **京都 花子**

必ず署名してください。↑忘れずに署名してください。

— 誓約・同意事項 —

- ① 京都市くらし応援給付金(追加支援)(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
※給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
 - 令和5年12月1日時点の世帯の全員が、令和5年度住民税非課税です。
 - 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
 - 住民税非課税世帯に対する7万円の給付金(※)を本市以外の自治体で受給していません。
※自治体により、給付額が異なる場合あり。
 - 住民税が課税されている者の扶養親族だけで構成される世帯ではありません。
- ② 給付金の支給要件の該当性等を審査等するために必要な、前住所地での給付金の受給有無、住民基本台帳情報及び税情報等の公簿等の確認や資料の提供を、京都市が他の行政機関等に求める又は提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、京都市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤ 申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年5月31日までに、不備が補正されない場合は、給付金が支給されません。
- ⑥ 確認内容が誤っている場合や、本給付金の受給後に(支給要件)を満たさなくなった場合(収入・所得等の修正申告により、令和5年度住民税課税世帯となった等)は、給付金を返還します。

提出書類

- 『京都市くらし応援給付金(追加支援)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯向け)』(本書)

書類のウラ面に住所、氏名変更の記載がある場合は
↓ ウラ面のコピーも提出してください。

- 『委任者(世帯主)及び代理人の本人確認書類(コピー)』

※委任者(世帯主)及び代理人双方の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等のいずれか1つ(コピー)を添付してください。

※代理申請の場合、代理人と委任者(世帯主)の関係性が分かる書類についても添付してください。

- 『受取口座を確認できる書類(コピー)』

← オモテ面に記入した口座に係る通帳、キャッシュカード(写)

※通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分(コピー)を添付してください。

※代理申請の場合を除き、世帯主本人名義の銀行口座である必要があります。(詳細はホームページをご覧ください。)

- 『令和5年度住民税の非課税証明書(コピー)』【令和5年1月2日以降に京都市に転入された方のみ】

※令和5年1月1日時点でお住まいの市町村が発行する令和5年度の住民税が非課税であることを証明する書類(コピー)を添付してください。

令和5年1月1日時点で日本に住民登録がなく、非課税証明書の提出ができない方は次のいずれかの提出をお願いします。

●日本国籍の方:「戸籍の附票」の写し(令和5年1月1日時点の住所が分かるもの)

●外国籍の方:「ビザ(査証)」の写し(上陸許可日が分かるページ)

※添付書類の不備はありませんか。(添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)